

令和3年9月30日

第3学年保護者 様

安中市立第一中学校  
校 長 一場 明夫  
第3学年主任 根本 さおり

## 3学年修学旅行について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、3年生の修学旅行について、東北・会津方面への2泊3日を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、市教育委員会と協議も行き、下記のように1泊2日の日程に変更したいと思います。10月より全国において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除されますが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については注視していき、できるだけ感染症対策をして準備を進めていきたいと考えています。保護者の皆様には、旅行の意義をご理解いただき、お子さんが健康で楽しく参加できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

また、感染症対策については、別紙で配らせていただいた「令和3年度 修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を策定させていただきました。ぜひ、親子でご確認いただき、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 日 程：令和3年10月27日（水）28日（木）

27日	朝6:00 学校集合	6:20 学校出発	12:00~17:00 会津若松市内班別研修
	磐梯熱海温泉 「ホテル華の湯」 宿泊		
	〒963-1309 福島県郡山市熱海町熱海5丁目 8-60		
	TEL024-984-2222 FAX024-984-2408		
28日	那須ハイランドパーク班別行動		学校到着 18:00

#### 2 内 容：1日目福島県会津若松班別研修 2日目那須ハイランドパーク班別行動

#### 3 費用概算

バス貸し切り料金、宿泊費、那須ハイランドパーク昼食付き入場料、1日目昼食弁当代、保険等 合計 約35,600円

\* 修学旅行積立から支払います。

\* 1日目会津での体験学習の費用については班ごと異なりますので別途集金、または現地での支払いになります。

※おこづかい（おこづかいの上限金額については、後日学年だよりでお知らせします。）

#### 4 実施に際しての留意事項（ガイドラインから抜粋）

- ・旅行実施前後の本人および同居家族への健康観察をお願いいたします。
- ・学校でも指導しますが、ご家庭においても感染予防へのご協力をお願いいたします。
- ・出発前に発熱および感染症が疑われる症状がある場合には参加を取りやめていただきます。
- ・旅行中に感染または濃厚接触者となった場合には、現地の保健所や医療機関の指示に従っていただきます。
- ・P.C.R等ウイルス検査が必要と判断された場合は、保護者に迎えに来ていただき、保護者と帰宅してもらいます。

\* 詳細につきましては、別紙の「令和3年度 修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」をご覧ください。

#### 5 その他

- ・10月1日（金）に「修学旅行参加確認書」を配りますので、10月8日（金）までに提出をお願いいたします。アレルギーに関しても記入をお願いいたします。
- ・10月28日（木）が群馬県民の日で休日になるので29日（金）が代休になります。
- ・今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては変更になることもあります。

## はじめに

修学旅行は、文部科学省が告示する学習指導要領の中の特別活動において「平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。」とあります。体験的な活動を行うことを通して、生徒の資質・能力の育成を図る重要な学校行事として定められています。

今回、新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延する中、その感染防止を図りながら修学旅行を実施するために、旅行業者と連携し、本校として感染症防止のガイドラインを策定しました。関係者全員がこのガイドラインを共有し、感染症対策を万全にすることで、困難な状況にあつても思い出に残る修学旅行にしたいと考えています。

### 1 旅行前について

- (1) 家庭での毎日の検温、健康観察を実施し、体調の管理に努めてください。現在、学校で使用している「健康観察カード」を活用し、記録してもらいます。
- (2) 同居する家族の方の体調管理にも万全を期してください。同居する家族の方が万が一感染した場合は、「濃厚接触者」となることがあり、その場合は14日間の「出席停止」となるようです。（保健所判断）
- (3) 旅行用の持ち物を確認し、特にマスクやマスクを入れるビニール袋など感染症対策のための持ち物の確認をお願いします。また、各自で体温計の持参をお願いします。
- (4) 既往症がある場合など、新型コロナウイルスによる重症化リスクの可能性が心配なときは、主治医と確認をしてから旅行に臨んでください。
- (5) 出発前に発熱や風邪症状がある場合は参加できません。
- (6) 校内に感染者が出たことに伴い、学校保健安全法第20条により、当該学年または学校全体が臨時休校となり、かつ、出発日までに休校が終了しない場合は、旅行は中止（または延期）となります。
- (7) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が群馬県や安中市に出された場合、また、旅行先地に出された場合は、直前に中止（または延期）となることがあります。
- (8) 旅行が中止となった場合は、縮小して11月または12月の実施を検討します。

### 2 旅行中の感染症対策について

#### (1) 輸送機関（バス）での対策

- ①乗車中は全員マスクを着用とし、できるだけ大声での会話を少なくなるようにします。
- ②旅行業者を通じて、乗務員の健康管理やマスク着用、車内消毒の徹底を依頼します。
- ③車内は常時、空調による外気との換気を行うことになっています。

#### (2) 宿泊施設・食事施設での対策

- ①部屋や会場の換気、従業員の健康管理の徹底を依頼します。
- ②施設や客室など定期的な消毒及び施設内に消毒液の設置をしてもらいます。
- ③可能な限り座席の間隔を開けると同時に、感染防止に努めます。
- ④食事はバイキング形式を避け、一人ずつのセットメニュー形式で提供してもらいます。
- ⑤食事の時は黙食を行います。
- ⑥入浴は部屋風呂（シャワー）を一人ずつ使用することもできます。また、大浴場を使用する場合は可能な限り一度の利用人数を少なくし、利用時間を制限して密集を回避するようにします。脱衣所ではマスクを着用し、人との距離を確保して使用するようにします。
- ⑦就寝時は布団と布団の間隔を可能な限り開けます。（マスクをする場合もある）
- ⑧他の部屋との行き来は原則しないようにします。
- ⑨コップやタオル、ブラシ等の共用は避け、トイレ、洗面所などの共用の場所を使用した後は必ず手洗いや手指消毒を徹底します。部屋で水分が摂れるようペットボトルの水を準備します。

#### (3) 各訪問場所での対策

- ①施設を利用するときは、可能な範囲で「密」を避ける工夫を講じるとともに、施設に対してできるだけ広い場所を提供してもらえるよう依頼します。
- ②訪問予定の各施設は、消毒の徹底と手洗い・消毒設備の設置をしています。
- ③班別行動の時には、各班にアルコール消毒液を携帯させます。

#### (4) 旅行業者との連携

- ①事前から旅行中、終了後まで綿密に連絡を取り合って準備と実施にあたります。
- ②集合場所や移動の際は、可能な限り開放した広い場所を確保し、列の間隔や隊形、移動方法などを工夫します。
- ③宿泊施設での可能な対応や現地での診察体制など緊急時の対応について、事前に綿密な打合せを行います。場合によってはマニュアルを提示してもらいます。

#### (5) その他

- ①旅行中は、朝晩の検温及び健康観察をし、食事・入浴・就寝時を除いて、基本的には終日マスクを着用します。そのため、マスクは予備を含め4・5枚用意してください。
- ②班別行動の際は、訪問箇所でのルールに従うと同時に、定期的には手洗いや消毒を行います。
- ③訪問した場所と時間をしおりに記入します。
- ④食事時や入浴時には、マスクをビニール袋に入れて各自保管することとします。そのため、ビニール袋を複数枚持参（4・5枚程度）することとします。
- ⑤旅行中は人と人との間隔を意識しながら、大声を発しないように過ごします。

### 3 旅行中の体調不良者等への対応について

- (1) 生徒が体調不良を訴えた場合は、養護教諭等が体調の確認をします。宿泊場所では、宿泊場所のスタッフ、添乗員を含め、24時間体制で対応します。
- (2) 発熱や風邪症状が見られた場合は、症状が改善するまで、別行動または別室での待機となります。
- (3) 保護者へ連絡を入れます。
- (4) 症状が改善しない場合は、現地の医療機関を受診し、その後の指示を受けます。
- (5) 同時に同部屋の生徒の体調管理を把握します
- (6) PCR等ウイルス検査の受診が必要ないと判断された場合は、その後の体調をよく確認し、体調が回復した場合は、団体行動に復帰します。体調が回復せず、対応が困難な場合は保護者に迎えに来てもらうこともあります。
- (7) PCR等ウイルス検査が必要と判断された場合は、保護者に迎えに来てもらい、保護者と帰宅します。PCR等ウイルス検査は、原則、安中市に戻ってから検査をしていただくようお願いいたします。
- (8) 今回の旅行では、学校旅行総合保険・国内旅行傷害保険に加入します。保険内容等、ご不明なことがありましたら学校または旅行業者（日本旅行）までお尋ねください。

### 4 旅行後について

- (1) 旅行終了後は健康状態の経過観察を2週間行ってください。現在、学校で使用している「健康観察カード」を活用し、記録してもらいます。
- (2) 発熱や風邪症状が続いた場合は、速やかに医療機関の診察を受け、学校にも連絡してください。

### 5 保護者の皆様へ

- (1) 万が一発熱や体調不良、けがなどの事態の際にはご連絡いたします。旅行中は、確実に連絡が取れるよう、ご協力をお願いいたします。
- (2) 旅行期間中に、家庭からの連絡が必要になった場合は、学校へご連絡ください。学校より旅行団へ連絡します。
- (3) 保険証が必要になった場合は、宿泊先の磐梯熱海温泉ホテル華の湯へFAX(024-984-2408)してください。  
ホテル 華の湯 〒963-1309 福島県郡山市熱海町熱海5丁目 8-60  
TEL024-984-2222 FAX024-984-2408
- (4) 食物アレルギーについては、参加承諾書とともに確認いたします。その後、学校より個別に連絡いたします。
- (5) 修学旅行の中止により生じるキャンセル料については、保護者の皆様の負担にならないよう配慮します。  
(すでに、京都のホテルのキャンセル料が発生していますが、こちらについても保護者の皆様の負担にならないよう配慮します。)

### おわりに

現状で考えられる対策を講じ、修学旅行を実施するためにガイドラインを策定しました。修学旅行に関係する全ての人が知恵を出し合い、協力することで、無事に実施できることを切に願います。重ねてご協力をよろしくお願い申し上げます。